

障害者自立支援法関係Q & A

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|--------|--|--|
| 支給決定関係 | <p>市町村が、支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定める場合、障害程度区分により支給時間数の標準を定めておけばよいのか。</p> <p>支給決定基準どおりに支給決定することが適切でないような場合、どのような手続きで支給量を決定すればよいのか。</p> <p>現在、病院等への通院のための介助は、個別給付で実施しているところであるが、平成18年10月以降も同様の取扱いとなるのか。</p> <p>障害程度区分のみの変更申請は認められないのか。</p> | <p>支給決定基準は、障害程度区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、予め数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。</p> <p>なお、利用者が支給決定について不服がある場合、都道府県知事に審査請求が行われることになることから、市町村は予め都道府県に支給決定基準を設定したこと及びその内容を情報提供することが望ましい。</p> <p>個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、市町村は、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由を附して市町村審査会へ諮ることが適当である。なお、市町村は予め「非定型」の判断基準等を決めておくことが望ましい。</p> <p>貴見のとおり。</p> <p>なお、報酬単価については、現行の外出介護と同様、「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の2類型を設定するほか、「乗降介助が中心である場合」の単価を設定する方向で検討中。</p> <p>具体的な取扱いについては、近日中にお示しする予定。</p> <p>障害程度区分の変更は、職権若しくは支給量の変更申請に基づき支給決定の変更を行う場合、又は新たなサービス種類の支給申請があった場合に、必要に応じて行うこととされている。</p> <p>したがって、これらの申請があった場合は、申請者等から支給量の変更や新たなサービス種類が必要となった状況を聴きとった上で、市町村が、決定に際し改めて障害程度区分の認定が必要と判断する場合は、適宜行うこととされたい。</p> |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|---------|--|--|
| 支給決定関係 | <p>受給者証の様式中の「障害児」の表記を「児童」としても差し支えないか。</p> <p>新たな上限額管理方式を9月までに前倒しで導入しても差し支えないか。</p> | <p>受給者証には必要な事項が記載される必要があること、自治体ごとに様々な様式が用いられるとサービス事業者が混乱することから、標準様式をお示ししている。ただし、基本的なレイアウトに著しい変更がなく、必要な記載事項が網羅されており、表記も適切なものであれば、ご質問の点も含め、市町村において適宜工夫することは差し支えない。その場合、地域のサービス事業者には十分な周知をお願いしたい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害児」の表記を「児童」とする。 ・項目ごとの記載欄を増やし、変更履歴がわかるようにする。 ・事業者記入欄を切り離し、受給者証の更新時に継続利用ができるようにする。 <p>10月以降と同様の考え方により、サービス種類で優先順位を定めて、サービス事業所単位で優先的に利用者負担を徴収することとしても差し支えない。ただし、事業者が混乱しないよう、都道府県単位で実施するなどできるだけ広域的に対応すること、あらかじめその旨を十分に説明し、理解を求めることが望ましいものとする。</p> <p>なお、その場合でも、9月までは介護給付費等と高額障害福祉サービス費移行額とは明確に区分する必要があること。</p> |
| 報酬・基準関係 | <p>定員の緩和措置に関し、ALS等の空き室を用いて対応することは問題ないか。</p> | <p>今回の制度改正により、定員の遵守に関しては、一定の緩和措置が講じられたところである。</p> <p>(参考) 報酬の減算がなされない利用者受入れの上限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3ヶ月の平均実利用人員が定員の105%まで受入れ可能 ・ 一日単位では定員の110%(通所は120%)まで利用者の受入れが可能 <p>施設入所支援等のサービスとして、居室の利用を提供する場合には、この緩和措置の範囲内において、利用者の同意の下に、各事業者の判断で適切に行われることが期待されている。</p> <p>なお、国庫補助により整備されたALS等専用居室については、当面、当該利用者の需要がない場合には、利用に供して差し支えない取扱いとする。</p> |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|--------|---------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 報酬・基準関係 | <p>国庫補助によりALS等居室を整備した施設設置者が、新体系における事業者指定を受けようとする際に、定員を設定しなくてはならないが、ALS等居室の定員分についてはどのように取り扱うべきか。</p> | <p>国庫補助を受けて整備されたALS等居室については、制度創設時においては、通常の入所定員の外数として当該整備数量をカウントするという取扱いであり、最低定員規模の施設を整備する場合、ALS定員を一般定員の内数とした整備については認められないこととされていた。(下表参照)</p> <p>今回、利用実績払い方式への変更により報酬の日額化が図られたことから、定員遵守については、一定の緩和措置が講じられたところであるが、ALS等居室についても、運用の緩和を図ることとし、ALS患者の入所希望があった場合には速やかにその需要に応えられることを前提に、利用のない期間については、ALS患者以外の方に対しても利用を可能とする取扱いとしたところ。</p> <p>新制度へ移行する際の定員設定については、これらの措置を受けて、定員の一部を余裕居室として確保しておくことも考えられ、この場合、ALS等居室を余裕居室と位置づけることも可能である。</p> <p>いずれにしても、新体系への移行の事業所指定に際し、ALS等居室定員数を利用定員数に含めるか含めないかの判断については、事業者に委ねられているものである。</p> <p>< ALS等居室補助制度創設時の定員カウントの考え方 ></p> <table border="1" data-bbox="1070 778 1921 1190"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>認められる例</th> <th>認められない例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 身障療護 (最低定員) 50人 </td> <td> 一般定員 50人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 52人 </td> <td> 一般定員 48人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 50人 </td> </tr> <tr> <td> 小規模療護 (単独型) (最低定員) 30人 </td> <td> 一般定員 30人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 32人 </td> <td> 一般定員 28人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 30人 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">} 一般定員が最低定員規模を下回る</p> | 例 | 認められる例 | 認められない例 | 身障療護 (最低定員) 50人 | 一般定員 50人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 52人 | 一般定員 48人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 50人 | 小規模療護 (単独型) (最低定員) 30人 | 一般定員 30人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 32人 | 一般定員 28人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 30人 |
| 例 | 認められる例 | 認められない例 | | | | | | | | | |
| 身障療護 (最低定員) 50人 | 一般定員 50人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 52人 | 一般定員 48人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 50人 | | | | | | | | | |
| 小規模療護 (単独型) (最低定員) 30人 | 一般定員 30人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 32人 | 一般定員 28人 ALS定員 2人 <hr/> 合計 30人 | | | | | | | | | |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|-------------|--|---|
| 報酬・基準 関係 | <p>離職者の再入所については、就職前に入所していた施設に入所する場合のみ可能とする取扱いに限定せず、他の施設へ入所した場合においても同様の取扱いとすることはできないか。</p> <p>平成18年4月3日付け障障発第0403004号「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」により、地域移行困難者又は離職者については、入所定員の5%の範囲内で定員外の受入が可能とされたところであるが、このうち離職者に対しては、所轄の公共職業安定所に求職登録を行い、再就職の確保に努めることとされている。</p> <p>この場合、体力の低下により雇用されることが困難になったため離職し、本人も再就職希望していない離職者は、上記対象者として定員外の受入ができないのか。</p> <p>激変緩和加算の算定に当たって必要となる、「3月のサービス提供人員(現員)」はどのように算定するのか。</p> | <p>今般、定員遵守についての緩和措置が講じられ、過去3か月の平均利用者数が入所定員の105%まで報酬の減算が行われないこととされたが、これに加え、施設に入所していた利用者が一旦企業等に就職した後、何らかの理由で離職し、再就職するまでの間、再度、当該施設に入所する場合については、その入所定員の5%の範囲内で定員外の受入が可能とされた。</p> <p>この取扱は、就職前の施設に再入所することを原則としているものであるが、就職に伴う転居により、生活基盤が就職前に入所していた施設から離れてしまっている場合や、倒産に伴う大量解雇等により、対象者の人数が当該範囲を超える場合も想定されることから、利用者の状況や希望に応じ、就職前に入所していた施設以外の施設に入所することが適切である場合についても同様の取扱として差し支えないこととする。</p> <p>通知の趣旨は、再入所した離職者が再就職を希望する場合、施設において積極的に支援していただきたいという意味であり、公共職業安定所に求職登録を行っていない者が、離職者の枠を活用できないということではない。</p> <p>なお、再就職については、本人の再就職したいという意思に基づき適切な支援を実施していただきたい。</p> <p>3月のサービス提供人員(現員)とは、3月の実利用人員のことである。したがって、基本的には3月の施設訓練等支援費明細書の枚数と同数となる。ただし、月途中に入退所があった場合については、月途中で入退所した者のそれぞれの入所日以降又は退所日以前の日数(入院・外泊中も含めた日数。)の合計を31日で除した数(小数点以下切り上げ)と1ヶ月を通じて入所していた者の数の合計とする。(通所の場合も同様の取扱とする。)</p> <p>(例)途中入所したAさんの入所日以降の日数が10日、途中退所したBさんの退所日以前の日数が15日、1ヶ月を通じて入所していた者が19人の場合のサービス提供人員(現員)は、</p> $(15日 + 10日) / 31日 = 0.8人 \quad 1人 \dots\dots$ $1ヶ月を通じて入所していた者 = 19人 \dots\dots$ $+ = 1人 + 19人 = 20人$ |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|---------|--|---|
| 報酬・基準関係 | <p>地域移行型ホームについて、敷地内か敷地外かについて、どのように判断すればよいか。</p> | <p>地域移行型ホームの設置場所となる「敷地」については、単に入所施設又は病院と同一の所有関係にあるかどうかで区別するのではなく、入所施設・病院の本体建物と一体的に管理・運営されているかどうかという実態から判断する。</p> <p>具体的に敷地内・外を判断する際のポイントとしては、例えば、「外との接点」の観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入所施設・病院と外部とを区分する塀、柵等の外側に共同生活住居が存する。 (2) 共同生活住居の門（入口）が、入所施設・病院と共用となっていない。 (3) 共同生活住居から公道へ直接出ることができる。 <p>また、「近隣との関係」の観点から考えると、</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) 共同生活住居が隣接住民の住宅と同様の位置関係で建っている。 (5) かつて入所施設・病院と関係のない者が住んでいた建物である。 <p>などが考えられる。</p> <p>いずれにしても、地域の実情によりさまざまなケースが考えられるので、現場を確認するとともに、上記内容を勘案し、判断することとなる。</p> |
| 相談支援関係 | <p>市町村において、サービス利用計画を作成した場合も国庫負担の対象となるか。</p> <p>実務経験等の具体的な確認方法はどのように考えているか。</p> <p>いわゆる小規模作業所の職員としての勤務歴は、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるか。</p> | <p>市町村が、都道府県から指定相談支援事業者の指定を受けて行う指定相談支援についても、国庫負担の対象（サービス利用計画作成費）として差し支えない。</p> <p>現に勤務する施設等の長が業務内容や勤務日数を証明し、当該証明書を事業者指定の際に提出する相談支援専門員等の経歴書に添付することにより確認を行うことを想定している。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認する必要がある。</p> <p>また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しの添付を求めること。</p> <p>公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含めて差し支えない。</p> |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|---------|--|---|
| 障害児施設関係 | <p>医療型施設において利用者負担の軽減にあたり20歳以上では(1)医療(2)福祉(3)食費、20歳未満では(1)食費(2)医療(3)福祉の順番で減免していくことになるのはなぜか。</p> <p>医療型施設において光熱水費の負担はないと考えてよいか。</p> <p>現在示されている社会福祉法人等軽減事業の実施要綱においては、社会福祉法人等軽減の対象に障害児施設は含まれていないが、別途追加されるのか。</p> <p>治療用装具は障害児施設医療費の給付対象となるのか。</p> <p>親権者の意向が十分に把握できない時の支給決定の取扱いはどうしたらよいか。</p> | <p>20歳以上は福祉型サービスが個別減免、補足給付の順に軽減していることを踏まえ、医療型も同様に設定しているものである。</p> <p>20歳未満は地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担をしていただくという観点から食費の補足給付が行われており、医療型についても食費から減免するものである。</p> <p>診療報酬中において算定されているため、自己負担を要しない。</p> <p>既に通知している社会福祉法人等軽減事業の実施要綱は、平成18年4月から9月までの対象サービスのみを示したものであり、10月以降の取扱いについては、おって改正通知を出す予定である。</p> <p>障害児施設については、10月以降、契約制度による利用が導入され利用者負担の見直しを行うことから、社会福祉法人等軽減事業の対象とする予定である。</p> <p>お見込みのとおり。</p> <p>障害児施設の利用にあたっての「施設給付決定保護者」は、児童福祉法第6条の「保護者」＝「現に監護をする者」であることから、現に監護をする者と親権者(又は後見人)が異なる場合であっても、必ずしも親権者の同意は必要ないものとする。(この場合においては、当該現に監護をする者が利用者負担を支払うことになる。)</p> <p>ただし実際の申請にあたっては、児童の置かれている現状などに鑑み、現に監護する者と親権者(又は後見人)との当事者間で同意や調整が図られたうえで支給申請に至ることが望ましい。</p> |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|-------------------------------|---|---|
| <p>地域生活支援事業関係 (基本的事項)</p> | <p>市町村を実施主体として、「事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができる」とされているが、「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」という取扱いは認められないか。</p> <p>事業の実施形態として補助する事業が認められたことに伴い、この補助による事業は「地域生活支援事業実施要綱」のどこに位置付けられることとなるのか。</p> <p>障害者自立支援法第77条第1項の趣旨に適合する内容の事業であって、当該事業に対し補助する事業を実施する場合は、国庫補助金の配分の対象となるか。</p> | <p>移動支援事業、地域活動支援センター事業など、市町村が実施しなければならないとされている事業については、市町村が直接実施するか又は必要に応じて事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することを原則としてきたところ。</p> <p>これに対し、事業の運営形態として、直接実施又は委託に限らず補助を認めてほしいといった意見や既存事業で既に補助により対応しており、直接実施又は委託に変更する取扱いは困難といった意見等も踏まえ、市町村の裁量により柔軟な対応ができるよう「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」ができることとする。</p> <p>なお、都道府県が実施しなければならないとされている事業（専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業）についても、市町村と同様に「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」ができることとする。</p> <p>また、各自治体において、福祉ホームや盲人ホーム等市町村や都道府県において事業を行うことができるとされている事業についても、直接実施又は委託する以外に、従来と同様、「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」として実施して差し支えない。</p> <p>【平成18年6月14日付事務連絡にて通知済み】</p> <p>「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」として実施する場合は、市町村地域生活支援事業の「その他」(障害者自立支援法第77条第3項)事業の中で位置付けることとしている。</p> <p>また、都道府県が実施しなければならない事業についても、市町村と同様に都道府県地域生活支援事業の「その他」(障害者自立支援法第78条第2項)事業の中で位置付けることとしている。</p> <p>【平成18年6月14日付事務連絡にて通知済み】</p> <p>平成18年度における国庫補助金の配分は、事業評価指標に基づき実施することとしており、委託又は補助という実施形態が異なることによって配分への影響は生じ得ない。</p> <p>なお、来年度以降の国庫補助金の配分のあり方については、今後検討することとなるが、現時点の整理では、障害者自立支援法第77条第1項の趣旨に適合する内容の事業を補助する事業として実施する場合についても、事業実績として評価する予定である。</p> <p>【平成18年6月14日付事務連絡にて通知済み】</p> |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|--------------------------|---|--|
| <p>地域生活支援事業関係（基本的事項）</p> | <p>利用者に利用料を求めるにあたり、どのような点に配慮する必要があるか。</p> <p>都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聞いて、当該市町村に代わって、市町村が実施しなければならないとされている事業の一部を行うことができるとされているが、この代行に要する費用負担はどのようなになるのか。</p> <p>障害者地域生活推進事業、地域生活支援事業の国庫補助に係る内示、交付申請等のスケジュールについては、どのように考えているか。</p> <p>コミュニケーション支援事業について、実施要綱の留意事項においては、「要約筆記者」には「要約筆記奉仕員」を含むとあるが、現在は奉仕員のみ養成されている。要約筆記者の養成についてはどのように考えているのか。</p> | <p>利用者に利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における利用者負担の状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう配慮することが望まれる。</p> <p>都道府県は、市町村が行う地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう広域的な調整等も含め総合的に事業を実施することとされていることから、法第77条第1項に掲げる事務の一部を市町村に代わって都道府県が実施した場合であっても、原則として、都道府県の負担となるものである。</p> <p>ただし、代行する市町村と事業の実施方法や負担に係る調整が図られた場合にあっては、それを妨げるものではない。</p> <p>今後のスケジュールとして、以下のとおり予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月中 地域生活支援事業実施要綱の発出 ・ 7月中 「平成18年度地域生活支援事業費等補助金の国庫補助について」（障害者地域生活推進事業、地域生活支援事業、障害者就労訓練設備等整備事業及び障害者保健福祉推進事業等を含む。）の発出及び障害者地域生活推進事業、地域生活支援事業の国庫補助の内示 ・ 8月中 交付申請書の提出依頼 ・ 9月中 障害者地域生活推進事業及び地域生活支援事業の交付決定 <p>要約筆記者の養成については、養成カリキュラム等について自治体及び関係団体等からのご意見も踏まえ、検討を進める予定である。</p> |

| 分類 | 質問の内容 | 現段階の考え方 |
|------------------------|--|--|
| 地域生活支援事業関係 (日常生活用具) | <p>現行の日常生活用具給付等事業実施要綱では、給付対象者が「在宅の重度障害者」となっているが、地域生活支援事業実施要綱では、「重度障害者」となっている。地域生活支援事業においては、在宅以外の施設入所者等も日常生活用具の給付対象としてよいか。</p> <p>地域生活支援事業実施要綱では、給付対象者が「重度の身体障害者」となっているが、重度の判断基準はあるのか。</p> <p>国庫補助基準単価が示されなくなると聞いているが、用具の価格を決める際には事業者の示す定価でよいか。</p> | <p>お見込みのとおり。</p> <p>ただし、施設入所者や入院中の者等については、本来、施設等で準備すべき備品もあることから、必要性を調査の上、市町村においてご判断いただきたい。</p> <p>便宜上1～2級としている場合が多いが、4級のストマ造設者も対象となることから、機械的に1～2級とするのではなく、必要性を勘案の上、市町村においてそれぞれご判断いただきたい。</p> <p>事業の効率的実施の観点からも、複数の見積り、競争入札、一括購入等の方法により、低価となるよう努めること。</p> |
| 補装具関係 | <p>補装具については、9月30日までに申請すれば、経過措置により旧法が適用されるとあるが、日常生活用具に移行するストマ用装具についても経過措置を適用してよいか。</p> <p>の場合、現行制度のストマ用装具の取扱いと同様に、最長6ヶ月分を一括交付してよいか。</p> | <p>日常生活用具に移行する品目についても、補装具に係る経過措置の対象となるので、9月30日までに申請があれば、旧法による補装具として支給して差し支えない。</p> <p>お見込みのとおり。</p> |